

平成25年度第2回男女共同参画審議会 議事録

- 1 会議の名称 我孫子市男女共同参画審議会
- 2 開催日時 平成25年11月12日(火) 13:30～15:00
- 3 開催場所 名戸ヶ谷あびこ病院 7F大会議室
- 4 出席者 大村芳昭委員 柚木理子委員 宇野真理子委員
鈴木寿幸委員 広瀬美紀委員 大炊三枝子委員
多田正志委員 小田麻子委員 吉田公子委員
欠席者 池田尚史委員 遠藤忠信委員 酒井ユミ子委員
市之瀬啓之委員
事務局 磯辺秘書広報課長 斉藤男女共同参画室長 海老原主任
柳川男女共同参画推進員
- 5 議題
 - (1) 男女共同参画プラン(第2次)後期実施計画(素案)について
 - (2) その他
- 6 傍聴人 0人
- 7 会議の概要
磯辺秘書広報課長より、吉川廣一委員から市之瀬啓之委員への交代について報告した。

議事

(1) 男女共同参画プラン(第2次)後期実施計画(素案)について、削除や統廃合したものをその理由も含めて事務局から説明。

【事務局報告】

○事業番号の振り方を変更。前期計画では市役所を対象とした事業を別表記(No.①～)にしていたが、プランの表記と統一し、目標、課題に沿った形にした。
○事業の統廃合による見直しの結果、前期計画100事業を後期計画84事業とした。

○削除したもの（「24年度男女共同参画プラン実績事業実績及び25年度計画」の番号で説明）

- ・No.17 男女共同参画に関する相談
- ・No.31 青少年に悪影響を与えるチラシ、ポスター、自動販売機等をなくしていく運動
- ・No.26 セクシャルハラスメント及びパワー・ハラスメント相談
- ・No.⑦「働く女性の悩み、心の相談」
- ・No.⑧学童保育における男女共同参画の推進
- ・No.⑩子ども総合計画の推進
- ・No.54「男性が参加できる家庭学講座」

○事業目的を整理して統合したもの

- ・No.37「骨粗しょう症・子宮がん等検診」をNo.38「乳幼児から高齢期までの健康診査」に統合。
- ・No.39「健康手帳の交付」をNo.40「検（健）診の啓発」に統合。
- ・No.36「健康づくり運動教室」No.70「介護予防教育」No.75「集団健康教育」を統合して「高齢者健康教育」（名称変更）とした。
- ・No.71「お元気コール」No.72「緊急通報システム」No.73「軽度生活援助」No.74「配食サービス」を統合して「高齢者在宅生活支援事業（名称変更）」とした。
- ・No.76「高齢期訪問指導」No.77「個別健康相談」No.78「老人福祉センター健康相談」を統合して「高齢者健康相談」とした。

○新規事業

- ・No.20「enjoy パパ応援プロジェクト」

○体系見直しによる施策概要の追加

- ・施策の概要③「生涯を通じて自立した生き方を支援する」

討論

【大村会長】事務局の説明につきまして何かご質問等ございましたらお願いします。

【多田委員】後期計画案を見て、なおこれが男女共同参画かという疑問がありますが、男女共同参画の事業は縮小なのか、進んでいく方向なのか、どうでしょうか。

【事務局】男女共同参画は、これまでは女性施策が中心でしたが、どんな分野においても男女が参画するという意味では、市のほとんどの事業は男女共同参画に該当します。特に子育てについては、これまでも重点的に実施してきましたけれども、これからも増えていく可能性は大きいと考えます。今回、各所管課で行っている事業はかなり細かい部分がありますので、男女共同参画の視点から、ある程度各事業を目的に沿った事業名称でまとめたほうが良いと考えました。

また、昨年いただいたご意見にもメリハリをとりましたが、特に施策の(1)「政策や方針決定過程への女性の参画を図る」や、施策(10)「男女の家庭生活、地域生活、職場生活との調和を図る」を、後期5年間の重点施策にしたいと考えています。具体的には市の女性管理職の登用について、一時期女性職員を採用しない時期もありましたが、いま課長補佐職では女性が増えてきていますので、今後はその上の役職も増えていくと考えています。それと、No.79「ワーク・ライフ・バランスの推進」に重点を置いていきます。男女共同参画室の事業としては、来年度、市役所に男女共同参画宣言都市の看板をつくるなどの啓発をしていきます。

【多田委員】これを見ると、市民の方はどこに重点があるかわからないと思うので、実際の運営上は今年度はこれをやるということを強調したほうが良いと思います。

【事務局】その辺は取り入れていきたいと思えます。

【大村会長】私も、市民の方々にお示しするときに、84項目をすべてというのではなくて、特にこれとこれですよと示したほうが良いとは思えます。その辺を検討してください。

【事務局】市民にもわかるように内部でも検討していきます。

【柚木委員】男女共同参画社会基本法ができて10何年経つわけですが、なかなか浸透していないというのが実感です。多田委員がおっしゃったように、何でもかんでも入っているじゃないかということですが、確かに男女共同参画あるいはジェンダーの視点は、関連しないものはないというくらいです。

事務局と若干意見が違うと思うのは、男女共同参画施策は女性施策ではなく、男性も女性もという視点でということですが、国も自治体も、女性が社会的に活躍できていない、そこが弱いのであれば女性政策としてやっていくという視点と、男性も女性もという視点と両方やっぺいこうという二重施策です。ですからこの計画もそういう視点がいいという気がします。ただし、確かにすべてが関わる事柄ですから、後期の重点課題を具体的にあげる必要はあると思いますし、その重点課題は、地域に根差した我孫子市の問題を明らかにするために調査をして、そのいくつかの課題のうちこれを今年度は重点をおいて、としたほうがわかりやすいと感じました。

【事務局】おっしゃるように、女性施策の部分も足りない部分もありますし、市民の中に男女共同参画宣言都市が浸透していないこともあるので、広報、ホームページ、看板などで啓発を進め、どの程度浸透しているのか、アンケートや調査も検討したうえで重点施策を考えていきたいと思っています。

【吉田委員】初歩的な質問ですが、男女平等と男女共同参画と違いはあるのでしょうか。

【柚木委員】私が書籍等で読み聞きしているところでは、この男女共同参画社会基本法を作るプロセスで、「男女平等」で審議が進んでいたのですが、議論の中で「男女共同参画」という言葉で落ち着いて法律ができたということです。

【吉田委員】そうすると中身は同じとっていいですか。

【柚木委員】「男女雇用機会均等法」などの議論でもそうですが、女性を平等扱いにするなら女性に対する保護を取れという法律論になるので、「男女平等」という言葉が嫌われるのです。

【大村会長】「平等」には結果の平等と機会の平等という2つの概念があります。前者は、男女が同じ量の仕事をやって、収入も同じ、職場で同じように活躍できるという結果をもたらすことが必要だという考え方であり、後者は、同じスタートラインに立って、あとどう伸びるかは自由主義の社会であり、結果の平等まで求めてしまうと逆に問題だというので、機会の均等という言葉を法令にも使いました。

男女共同参画についても、男女平等というと、平等の意味について議論が起きてしまうこともあって、見方によっては、男には男の役割、女には女の役割でも共同参画ですから、そこを曖昧にしておいたということはあるかもしれませんが。ただ、実際に運営するときには基本は平等であるというところを踏まえて、どんな方向の共同参画が望ましいかを含めて考えないといけないと思います。

【吉田委員】ありがとうございました。

【多田委員】平等を数字に置き換えるとして、すべての分野で50対50というわけにはいかないと思うし、それが適当でない場合もあると思いますし、そういう意味では数字をどこまで上げるかは現実的なアプローチではないかと思います。計画案でも50ではなく40と書いてあるのはむしろ現実的だと思います。そういう現実的な目標がそれぞれにあるのか、あくまでも50対50で突き進むのか、私はよくわからないんです。

【大村会長】画一的に50対50を求めると、悪平等であるとか逆差別であるという批判も出ますので、自然に50対50に近づいていくのが望ましいとは思いますが。何もやらないと絶対に近づきませんので、それぞれの社会の状況に応じて目標を調節することは必要で、委員に女性を入れることについても、段階を踏む必要はあると思います。

【柚木委員】大事な議論なので少し付け加えます。大村委員が、今迄どおり男性は男性の役割を担うかたちでの参画、女性は女性の役割を担うかたちでの参画ということの危険性をおっしゃってくださったんですけれども、法律には国際的な公式の英訳があります。それがジェンダー・イコール・ソサエティといまして、ジェンダーにとらわれない社会をつくりましょうというのが、この基本法のポイントだと理解しています。女の人はいつも女らしくとか、男の人はいつも男らしくとか、従来求められていた男の役割を全うしなければ男じゃないとかいう締め付けから、ジェンダーにとらわれないで男女それぞれが生きていこうというのが、性別にとらわれない社会をつくるというように理解しています。ですから性別以前に、個人の個性とか能力で参画していく、それぞれのやり方で参画していくことだと思うんですが、これがなかなかつながりにくく、ここまで説明しないと理解していただけないところが問題だと私も思っています。

【吉田委員】先ほどのメリハリがないというお話ですが、市の計画は5か年計画が多く、たとえば後期計画だと、いろいろ問題はあるけれども今年はこの点に重点を置こうと提案を出しますね。それで男女共同参画社会はできるのでしょうか。あつという間に5年間同じことをやって、最初と終わりに調べてまとめて、私たちも意見を出させていただきましたが、84項目の中で今年はこれとこれに重点を置く、そして1年ごとに反省して、翌年はと、そういうことは可能なんですか。

【事務局】吉田委員から計画年数についてのご意見がありました。市ではいろいろな事業を展開するときには部門の計画があり、その上位計画があり、最終的には基本構想というように計画ができています。男女共同参画計画については、各部門ごとの個別の計画の中で男女共同参画に関わる部分が入っているので、この計画の全事業が男女共同参画事業ということになっています。ですから、細かい事業から少し範囲の大きい事業まで入っていますので、今回統合してお示ししたという経過があります。

【宇野委員】福祉も子どもの部分も、男女共同参画の視点を入れて事業をやっていくのはあたりまえのことですね。その中でも時に遅れている、特に大きい問題点があるということを出していかないと、市民にとってはなかなかわかりにくいので、男女共同参画のプランは、いろいろな計画の中の男女共同参画の視点があるものを抽出して計画することを位置づけたほうがいいと思います。要するに計画を並列に位置づけるから、この計画の中にすべての事業がいつい入ってしまうんですね。私は、この計画の作り方をもう一度検討したほうがいいと感じます。計画の作り方が同じであれば、いつまでたってもメリハリはできないし、もっと大胆に統合しないと厳しいと思いました。

【事務局】部門ごとの計画を男女共同参画プランの中にもってきますから、何を重点施策にするかというときに、従来の計画とは整合性がとれなくなることがあります。個々の計画については法律で制定が定められているものもあり、それらの計画を見直して統合して、男女共同参画プランとして策定するということをご理解いただければと思います。男女共同参画室で行う重点としては啓発事業で、情報紙と広報を使って啓発するというのは重点におきたいと考えています。

【多田委員】重点施策は、目標を掲げて誘導するものもあると思うんです。たとえば自治会の役員は、去年は自治会長の数だけだったけれども今年は自治会長及び役員数になったというのは非常に意味があると思うんです。私が住んでいる地区の今年度の役員構成は、役員17人のうち男性は3人だけ、いかに女性中心であるかはっきりすると思うんですね。他にもそうですが、会長だけは男性、あとはほとんど女性が担ってくれている。これはある意味では男女共同参画の、男性が進出していない問題を象徴的に表している。これを解消することも大事な男女共同参画ではないかと思います。

男女共同参画も、女性の進出だけではなくて、男性の進出を図るという分野もあちこちにあるのではないかと思います。

【小田委員】情報紙『かがやく』を、自治会を通じて配布しているというお話ですが、若い世代が住んでいる集合住宅は、自治会がなかったりしますので、男女共同参画をもっと意識してもらいたい若い世代に届いているのかと思っています。

それと細かいところですが、この『かがやく』の文章の中の「主人」や「奥さん」は主従をあらわす言葉だから使わないことになっていると思うのですが、市が発行する冊子では「夫」や「妻」を使うのではないかと気になりました。

【事務局】自治会やまちづくり協議会、自主防災組織では、今迄の調査では会長だけだったので、これからは全役員に占める女性の割合を報告いただこうと思っています。それから、名前は男性の名前なのに実際は奥さんが活動している、その辺の解消も課題です。なかなか自治会に行政から支持できないので、このような自治会もありますよということを紹介する。気づきとかお知らせをしていく。それは情報紙や広報を使ってやっていければと思います。

それから情報紙について、ご指摘のとおり「ご主人」「奥さん」の部分は、内部で検討しました。今回は実際に本人たちの声を出したほうがいいだろうということで使ったんですが、今後使い方は十分に考えていきます。また、若い世代への情報発信では、最近の若い世代は活字離れが進んで新聞を取らない方が多くなりました。ネットが中心になってきていて、今はイベントなどもホームページ、ツイッターなどでお知らせしています。

また、広報部門ですが、若い人はSNSなどから情報を得ているので、今年中をめどに新しく専用ページを作って情報発信するなどして、活字を読まない方にはそういう形で広げていくということは考えています。

【鈴木委員】先ほど柚木委員がおっしゃったようにジェンダーが性にとらわれないということであると、若い世代のほうはジェンダーの差別意識はないと思うんです。逆に女性の高齢者のほうが、男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという意識が強いような印象があります。私も共働きですけども、若い人は男性も女性もあまり気にしていないので、どこに広報するか、知っていたかどうかを考えたときに、むしろ年齢の高い方に見てもらったり聞いてもらったりしたほうが良いと思いますね。

【大炊委員】私の子どもが小学校の頃、男女共同参画の事業が始まりまして、以前は学校では男の子は「くん」女の子は「さん」で呼んでいたのですが、それは違うよねという話から、男の子でも女の子でも「さん」で呼びましようとなりました。また、男の子と女の子の名簿を全部あいうえお順にして、性別関係のない順番にしましようというような、学校教育現場から、子どもたちに男女は同じなんだよという意識を植え付けていっているところがあると思うんですね。今はもう成人を過ぎていますが、そういう教育現場の現状から、若い世代はだんだんそういう意識がなくなっていると思います。

これに対して、団塊の世代の方たちは、男は男らしく、女は女らしくという教育で生きてこられた方たちなので、その価値観がどうしても拭いきれないと思うんです。今、その年代の方がリタイアされてきているので、少し時間はかかるとは思うんですけども、やっぱり最初学校教育から始まって、それが社会全体に流れていくという長いスパンの中で男女共同参画が捉えられていくのではないかと考えています。その草の根の運動として、細かく各事業があって、少しずつ広めていこうというのが今の形だろうと捉えています。5年とか10年のスパンではなく、やはり一世代でという感じです。

生活していく中では、男性は男性の仕事、女性は女性の仕事をやらざるを得ないということで、若いときは結婚・子育てでは女性に家事が求められると思うんですけど、それを過ぎて、女性が社会に再進出するときに自然と受け入れられるような、女性にとっても男性にとっても自然に仕事が違和感なくできるような社会が理想だと思うんです。それは非常に時間がかかることだと思います。とりあえずは5年のスパンで細かくやっていって、少しずつ浸透していき、最終的には社会全体がそういう流れになるのが目標ではないかと考えています。

【事務局】実は9月に事業仕分けで、男女共同の事業も、講演会と情報紙が対象になりました。鈴木委員が言われたのと同じことをある委員も言っておられ

て、若い人は違和感がない。逆に年齢の高い方に情報紙を読んでもらうように工夫したほうが良いと言われました。確かにそういう世代間ギャップはあるかもしれませんが。

先ほど小田委員が言われたように、各戸配布にしてどれだけ読まれているかは、情報紙をつくっている事業者のほうでも検証することになっています。人が集まるイベントで、実際に情報紙を見せてアンケートを取ります。それから各戸配布のほか公共施設に置いてありますが、情報提供がどれだけ浸透しているかはなかなか見えないので、民間の病院や銀行にも、待合室のようなところに置かせてもらって反応を見るようなことをしたいと思っています。

大炊委員が言われたように、学校教育の中で長いスパンでというのも、確かにそうで、例えば「男女雇用機会均等法」は、高校生レベルでは授業でもやるので知っているけれども、年齢の高い方は知らない方が多いですね。そういう意味では若い方のほうが男女共同参画を理解しているかもしれません。そのへんも踏まえて今後計画に反映させていきます。

【吉田委員】私もまちづくり協議会の役員をさせていただいて、久しぶりに小学校の入学式に行ったら、男女が順番に名前を呼ばれて、全員が「さん」だったんですね。それにすごいカルチャーショックを覚えました。私は転勤族で子育てが大変だったので、ファミリーサポート事業が始まった時にすぐ提供会員で登録しました。それで子育てについて目が行くのですが、やっぱり恵まれた職場かどうかによって、女性のワーク・ライフ・バランスはいびつじゃないかと思います。でもこれを積み重ねて、何年後かにいい時代が来たなと思えばいいと思っています。

【柚木委員】先ほどからの議論を聞いて、このプランは5年間のスパンで10年間の計画はちょっと長すぎるかなという感想を持っています。私は、ほかの審議会にも呼ばれてプラン作成に関わってきた経験があるのですが、そこは3年とか4年で、3期、4期と見直しをしているんですね。その見直しにあたっては市民にアンケートをして、意識調査だけではなく実態調査をして、その結果がデータとして上がってきてから審議会で議論して、5年では長すぎるから3年で立て直すとかいうことをしていました。そうすると実態を見るとここが弱いからこうしようという話に比較的スムーズに流れていって、調査をもとに策定したプランは、ある意味市民に浸透しやすいというところがあるのかなと思っていました。

たとえば1つの案ですが、年度のキャッチフレーズ、イメージとして市民に届くようなメッセージという形にすれば、お金もかかりませんし、我孫子市はそういう形で進めようとしているというメッセージにはなると思います。

また、最終的に男女共同参画は啓発とか啓蒙になっていくのですが、どういうことをやっているのか、あるいは男女共同参画のうまみの見える化を何らかの形で進めていかないといけない。国レベルでいえば、例えばDV防止法やストーカー規制法は、男女共同参画の基本法以降できあがった、動いてきた法律です。ということは、それはまさしく女性施策なんです、被害者はほぼ女性ですから。女性が被害を受ける社会は男女共同参画ではありえないわけですから、失ったものをすくい上げる、あるいはDVを防止する法律を作りましょうとかたちで男女共同参画の施策が届けば、一番うまみの見える事例だと思うんです。市民の方に、男女共同参画はこういうことだと、こういう形を目指していくんだということだと思えます。

【事務局】 近隣の市では、計画は3年ぐらいが多いです。確かに5年スパンで10年という長い感じもします。今の2次計画についてはある程度整合性を図る必要はあるでしょうが、次の計画は期間も含めて検討したいと思えます。先ほど言われたように、「今年はこれ」と市民が直接目にして、実態がこうだからこうだという、目に見える、分かるような重点施策を考えていきたいと思っています。

いろいろご議論いただきましたが、現行の計画については基本的には社会情勢の変化やプランの進行状況に従って見直すということになっていますので、重点施策についても持ち帰り、精査させていただきます。そして次回、ある程度形をお示しして、皆様のご意見を聞きながら案としてまとめていきたいと思えます。

【多田委員】 その重点の絞り方というのは、物差しとして男女共同参画だけでなく、社会的な背景が変わった時にそれに合わせて男女共同参画を考えると、一見従属のようだけれども、むしろその方が意味があるし効果もあると思うんです。自治会の役員などは、まさに担当課で例のコミュニティ活性化基本方針が出てきて、地域のコミュニティをもっとしっかりしようとしているときなんですね、具体的にどうするかというときに、金や人ではなくていろいろな問題が出てくるんです。そのときに、今の自治会のような構成でいいと思えますかという問題を提起するということになる、担当課と一緒に働いたらで

きると思うんですよ。高齢化の問題とかその他社会的な背景は変わっているわけですから、政策課題にあわせて見直していいんじゃないかと思います。

【大村会長】 それでは今日の意見をまとめた後期計画案を次の会議でということですので、よろしくお願いします。

本日の議事は以上でございますので、第2回男女共同参画審議会は終了します。皆様ご協力ありがとうございました。

以上